

「次世代育成・支援対策推進法」に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日 ～ 2030年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準に向上または維持をする。

男性社員・・・取得率を50%以上に向上させる。

女性社員・・・取得率100%を維持させる。

<対策>

- 2025年 4月～ ・社内イントラでの周知だけでなく各事業所内の社員が見やすい場所へ育児休業制度についての説明と利用案内を掲示し利用促進を図る。
- 各部門責任者に対し育児休業制度についての再周知を実施し理解度を高める。

目標2：計画期間内に有期契約労働者を含む全社員の法定外労働時間を年度ごとにおいて平均20%削減する。

<対策>

- 2025年 4月～ ・有期契約労働者を含む全社員の法定外労働時間を把握する。
- 2025年 4月～ ・社員に対し法定外労働時間削減における啓蒙活動を実施する。
- 2025年10月～ ・毎月の定例会議内において社員の法定外労働時間数を公表し、法定外労働時間数が多い社員を確認し問題点の検討を実施する。

目標3：計画期間内に有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得率を年度ごとにおいて平均60%以上とさせる。

<対策>

- 2025年 4月～ ・有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇取得状況を把握する。
- 2025年 4月～ ・社員に対し年次有給休暇取得における啓蒙活動を実施する。
- 2025年10月～ ・毎月の定例会議内において社員の取得率を公表し、取得率の低い社員に対しては、計画的に取得が出来るよう各部門責任者と調整を行う。